

平成元年10月1日施行  
平成14年4月1日改定  
平成20年7月1日改定  
平成23年6月30日改定

## 業 務 委 託 基 準

### (適用範囲)

第1条 この基準は、放送法（昭和25年法律第132号）第23条の規定に基づき、日本放送協会（以下「協会」という。）が次に掲げる業務の一部を協会以外の者に委託する場合について適用する。なお同法第21条の規定に基づく業務の委託の基準については、別に定める。

- (1) 同法第20条第1項の業務
- (2) 同法第65条第1項又は第66条第1項の規定により協会が行う業務

### (業務の委託の要件)

第2条 協会は、前条第1号又は第2号の業務の一部を協会以外の者に委託する場合には、放送番組の編集に関する自主性を堅持するとともに協会の公共放送としての目的達成に支障を来さないものとする。

- 2 協会が協会以外の者に委託する業務（以下「委託業務」という。）は、委託することが自ら実施するよりも経済性等において有利であり、委託することによりすぐれた成果を得られることが十分に期待されるものでなければならない。

### (受託者の選定)

第3条 協会は、業務の専門性、特殊性等から他に委託先がない場合等やむを得ない場合を除き、競争契約を原則として、当該委託業務を遂行するのに十分な能力を有する者の中から、当該委託業務の内容、実施方法及び実施期間、経済性等を考慮し、業務の遂行上最も適当と認められる者を、受託者として選定する。

- 2 受託者の選定についての具体要領は別に定める。

### (契約の方法)

第4条 業務の委託の契約は、当該委託業務についての内容、実施方法、実施期間、契約金額、支払方法、契約の変更及び解除の条件、委託業務完了の認定その他必要な事項を記載した契約書により締結しなければならない。

(契約金額)

第5条 契約金額は、当該委託業務の実施に要すると認められる金額とする。

2 前項の契約金額は、当該委託業務の内容に照らし社会的に公正かつ妥当なものでなければならない。

3 契約金額の算定方法についての具体要領は別に定める。

(契約金額の支払方法)

第6条 協会は、当該委託業務が完了し必要な検査を終えたのち、受託者に契約金額を支払うものとする。

2 協会は、必要に応じ契約金額の一部又は全部について前金払又は概算払をすることができるものとする。

(再委託)

第7条 協会は、協会がその必要を認めて承認した場合に限り、受託者に当該委託業務の一部を他の第三者に再委託させることができるものとする。

(委託業務の管理)

第8条 協会は、必要に応じ受託者から当該委託業務の進行状況等を報告させ、又は必要な指示を与える等委託業務の実施管理上必要な措置を講ずるものとする。

(成果等の発表又は公開)

第9条 協会は、受託者が当該委託業務の内容及び成果等について発表又は公開しようとする場合は、受託者に事前に協会の承認を受けさせるものとする。

(著作権等の取扱い)

第10条 協会の委託により制作された番組の放送権の範囲については、協会と受託者が協議により定めるものとする。

2 受託者が当該委託業務を実施することにより生じた放送権以外の著作権及び著作隣接権の取扱いについては、協会と受託者が協議により定めるものとする。

(発明考案等の取扱い)

第11条 協会は、受託者が当該委託業務を実施することにより創生した工業所有権に係る発明考案等を出願しようとするときは、事前に協会に通知させるものとする。

2 協会は、前項において必要があるときは、受託者と共同で出願できるものとする。

(財産の所有権等の取扱い)

第12条 受託者が業務の委託の契約に基づいて製作又は取得した財産の所有権その他の権利（第10条第1項及び第2項に定めるものを除く。）は、一般に妥当と認められる取引慣行に基づき受託者に帰属するもの、及び協会が指定するものを除き、協会に帰属するものとする。

附則

この業務委託基準は、平成元年10月1日から適用する。